

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会
講師等派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害、手話、要約筆記など、聴覚障害に関わる講義や技術指導をする講師及びアシスタント（以下「講師等」という。）を派遣し、聴覚障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会（以下「協会」という。）とする。

(講師等)

第3条 協会は、次の健聴者又は聴覚障害者の中から講師等を依頼するものとする。

- (1) 手話通訳士
- (2) 神奈川県手話通訳者
- (3) 神奈川県要約筆記者
- (4) 前各号のほか、手話又は要約筆記等の指導技術を有する者
- (5) 聴覚障害や聴覚障害者福祉に関する知識等を有する者
- (6) その他協会の理事長が特に認めた者

(派遣の対象)

第4条 この事業における講師等の派遣の対象は、次のとおりとする。

- (1) 企業、行政機関、教育機関等、依頼者が派遣費用を負担し、派遣の要請があるもの
- (2) 前号のほか、協会の理事長が適当と認めるもの

(派遣の申請)

第5条 講師等の派遣を申請しようとする者は、講師派遣申請書（第1号様式）を、原則として、30日前までに協会あてに提出する。

2 協会は、前項の申請書を受理したときは、速やかに派遣の諾否を決定し、講師等に講師・アシスタント依頼書（第2号様式）による依頼を行った後、申請者に講師等決定通知書（第3号様式）を交付する。

(申請者の費用)

第6条 前条の派遣に要する費用は、別表のとおりとする。

(講師等の責務)

第7条 協会や実施機関、団体等の性格を尊重し、講師等は、依頼内容に沿った適切な講義及び指導を行わなくてはならない。また、業務上知り得た個人及び団体等の情報を何人にも漏らしてはならない。

2 講師等は、業務終了後速やかに実施報告書(第4号様式)を作成し、協会に提出しなければならない。

(講師等に対する報酬)

第8条 協会は、業務を行った講師等に対し、別に定める報酬を支払う。

2 講師等に対する報酬の支払いは、講師等派遣費支払調書(第5号様式)に基づいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 なお、平成14年4月1日から実施していた講師等派遣事業は、この要綱に基づき実施したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。